

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○平成25年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	1
○公共測量の実施の通知（用地対策課）	1
○道路の区域変更（2件）（道路課）	1
公告	
○県営土地改良事業の計画の定め（農業基盤課）	1
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	1
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	2
落札公告	
○落札者等の公告（4件）（公営企業局 県立病院課）	2

告 示

高知県告示第666号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成25年11月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 男子（平成26年3月及び4月採用予定）
 - 募集期間
随時（最終期限は、平成25年11月15日（金））
 - 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 適性検査 口述試験 身体検査	平成25年11月16日 （土）	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

- 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部

電話番号088-822-6128

ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第667号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成25年10月30日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年11月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
（2級、3級、4級）基準点測量及び路線測量
- 作業期間
平成25年10月28日から平成26年2月10日まで
- 作業地域
高岡郡四万十町の一部

高知県告示第668号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年11月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 安芸物部
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
安芸市井ノ口字閑屋 敷乙1697番2から 安芸市井ノ口字閑屋 敷乙1698番2まで	前	2.8 }	12
	後	7.3 }	12
		7.6	

高知県告示第669号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年11月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道

2 路線名 香北赤岡

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
香美市香北町西川字 ヒリウノ瀬乙2263番 1から 香美市香北町西川字 ヒリウノ瀬乙2259番 1まで	前	4.5 }	31
	後	4.9 }	31
		14.4	

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（窪川地区農村地域防災減災事業（用水施設））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年11月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成25年11月12日から同年12月10日まで
- 縦覧場所
四万十町役場
- その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成25年11月12日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成25年10月3日 25高幡土開第5号	土佐清水市加久見入 沢町990番1ほか	新潟県新潟市南区 清水4501番地1

		株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎
--	--	---------------------------

監 査 公 表

監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年11月12日

高知県監査委員
25高行管第200号
平成25年10月4日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）
平成25年8月2日付け25高監報第5号で報告のありましたうえのことについて、指摘とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 指摘とされた機関

1 希望が丘学園

(1) 指摘事項

平成24年度に、常時資金出納簿への支払額の記帳を誤ったまま年度末の精算を行い、100,794円を戻入すべきところ97,874円を戻入していた。そのため、差額2,920円の現金が残っていた。

これは、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第58条第9項に定められた常時資金精算書の内容確認が不十分であったために生じた不適正な事務処理である。

(2) 原因又は理由

平成25年2月27日に資金前渡職員（出納員）が執行職員から受け取った執行残額を常時資金出納簿へ記帳する際に、本来であれば残金の返還があったことがわかるようにマイナスで記載すべきところ、マイナスの表記が漏れていたため、帳簿残額と現金が不一致となりました。

後日、不一致が判明しましたが、資金前渡職員は常時資金出納簿の確認を行わず、年度末の精算でも再確認を行うことなく帳簿残額をそのまま戻入したものです。

(3) 措置状況

残っていた現金2,920円については、平成25年4月12日

に戻入処理を行いました。

今後は、資金前渡職員は常時資金の出納があった時は、その当日に現金残高を確認するよう改善するとともに、資金前渡職員が行った常時資金の業務について、毎月末に総務事務を担当する2名の職員が常時資金出納簿の検算と現金の残高確認、領収書等のチェックを実施することとしました。

さらに、常時資金を始めとする財務会計事務に関する研修への積極的な参加によって、組織全体の公金の取扱いに対する意識の改善や事務処理能力の向上を図るほか、所属内でも研修を実施するとともに、毎月、会計専門員による指導を受け、組織の会計の問題点を洗い出し、それを一つ一つ改善し、再発を防止する取組を行います。

2 嶺北林業振興事務所

(1) 指摘事項

平成23年度の定期刊行物購読料（12,000円）について、会計管理局総務事務センターの集中処理に伴う年度末の所属での確認を怠ったため、平成25年1月に債権者から未払の連絡があるまで支払漏れに気付かず、平成24年度予算で支払っていた。

これは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に規定する歳出の会計年度所属区分に違反する不適正な事務処理である。

(2) 原因又は理由

今回指摘を受けた事項は、年度末に共通経費管理システムにおいて支払状況の確認を行い、経費支出何と照合することを怠ったことによるものです。

(3) 措置状況

今後は、定期的に（月に1回）共通経費管理システムにおいて支払状況の確認を行い、経費支出何と照合することとしました。

また、年度末には、会計管理局総務事務センターから通知される留意事項に基づき、支払漏れがないか確認を行います。

さらに、同様の誤りを繰り返すことがないよう、事務の執行状況の把握やチェック体制を強化するとともに、会計管理局による会計事務実務研修を受講させることにより、会計事務に携わる職員の事務処理能力と意識の向上にも努めます。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及

び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成25年11月12日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
人工腎臓用透析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日
平成25年9月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
四国医療器株式会社高知支店 高知市稲荷町10番7号
- 5 落札金額
50,925,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成25年7月19日



地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成25年11月12日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
薬剤部門システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日
平成25年9月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
四国医療器株式会社高知支店 高知市稲荷町10番7号
- 5 落札金額
81,375,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成25年8月2日

<p>~~~~~</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>平成25年11月12日 高知県公営企業局長 岡林 美津夫</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 生理検査システム 一式 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号 3 随意契約の相手方を決定した日 平成25年10月1日 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 四国医療器株式会社高知支店 高知市稲荷町10番7号 5 随意契約に係る契約金額 74,497,500円 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約 7 随意契約によることとした理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当するため <p>~~~~~</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>平成25年11月12日 高知県公営企業局長 岡林 美津夫</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 デジタル乳房用X線撮影装置 一式 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号 3 随意契約の相手方を決定した日 平成25年10月1日 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社キタムラメディカル高知営業所 高知市葛島四丁目10番26号 5 随意契約に係る契約金額 	<p>34,650,000円</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約 7 随意契約によることとした理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当するため 	
--	---	--